

晝と夕に本膳を出す、又座敷を借るのみにて、食物を自調るものあり、室代一廻三夕にて、米味噌、薪其外の諸物、皆宿に出入する商人通ひにて入るなり、又焚出しと稱するあり、其は米を自と、の
へて、宿に付して日に二次焚出さしむ、さすれば宿より一汁一菜をつけて出す、かくて一廻の代
一夕五分、座敷代に合せて四夕五分なり、○略中 温泉すべて五所、一には新湯、下の町の入口にあり、
清潔にして甚熱し、一の湯二の湯と二つに隔なせど、同じ泉なり、功能血を運し、胎毒瘡毒を追出
し、創傷などは一旦うみてのち癒るなり、二つには中の湯、あしき匂あり、甚ぬるし、腫物切疵の類
癒ること早き故に癒湯といふ、されども毒氣を追込故に、程もなく再發するとぞ、三には常湯、四
には御所湯、五には曼陀羅湯、此三つ大形あら湯に同じ、曼陀羅湯は此所の温泉の始めなりとい
へり、外に殿の湯は平人をいれず、非人湯は非人のみ浴なり、さて此地の名物として、賣物は、麥薑
細工、柳行李、湯の花、海苔等なり、さて此所にも銀札通用す、十夕より一步まであり、錢は九十八文
を以て一夕とす、此地北海を隔る事僅に一里なり、されば魚類多くして價甚賤し。

〔四方の硯花〕枕草紙に、温泉の名どころあつめたるところに、玉造の湯、春曙抄に、其地未詳とあり、
家翁、出雲の太守より、彼國産玉造といふところの石を賜りぬ、かの國の門人いふ、其地山川清雅
にして、温泉ありて、隣國よりも、病客あつまりのあみしぬとなん、清少納言は博聞にて、國はしの
名どころもくはしかりしそとおぼゆ、

〔出雲風土記上 意宇郡〕忌部神戸郡家正西廿一里二百六十步、國造神告調望參向朝廷時、御沐之忌玉、
故云忌部、卽川邊出湯、出湯所在兼海陸、仍男女老少、或道路駢驛、或海中沼洲、日集成市、續紛燕樂、一
濯則形容端正、再浴則萬病悉除、自古至今無不得驗、故俗人曰神湯也。

〔出雲風土記下 仁多郡〕湯野小川、源出玉峯山西流入斐伊河上、通道通飯石郡堺漆仁川邊廿八里、卽川
邊有藥湯、浴則身體穆平、再濯則萬病消除、男女老少、晝夜不息、駢驛往來、無不得驗、故俗人號云藥湯。